１２　仕事について

（１）就労のための相談等

●障害者就業・生活支援センター

国と県からの委託により、仕事に就きたい方や仕事をしている方の様々な相談・支援を、いろいろな機関と連携して行っています。

名　　称	所　在　地	電話・ＦＡＸ番号
障害者就業・生活支援センター きずな	〒784-0004 安芸市本町３丁目10-35	TEL:0887-37-9125 FAX:0887-37-9126
障害者就業・生活支援センター ゆうあい	〒783-0005 南国市大埇乙2305	TEL:088-854-9111 FAX:088-854-9112
障害者就業・生活支援センター シャイン	〒780-8031 高知市大原町76－2　コーポ筆山１Ｆ北号室	TEL:088-802-6185 FAX:088-802-6186
障害者就業・生活支援センター すてっぷ	〒785-0005 須崎市東古市町２番５号２階北	TEL:0889-59-0900 FAX:0889-59-0901
障害者就業・生活支援センター ラポール	〒787-0013 四万十市右山天神町201	TEL:0880-34-6673 FAX:0880-34-8070

●公共職業安定所（ハローワーク）

障害のある方の就労について、相談・職業紹介などを行っています。

名　　称	所　在　地	窓口	電話番号
安　芸　公共職業安定所	〒784-0001　安芸市矢ノ丸4-4-4	障害者担当	0887-34-2111
高　知　公共職業安定所	〒781-8560　高知市大津乙2536-6		088-878-5323
〃　香美出張所	〒782-0033　香美市土佐山田町旭町1-4-10 土佐山田地方合同庁舎1階		0887-53-4171
い　の　公共職業安定所	〒781-2120　吾川郡いの町枝川1943-1		088-893-1225
須　崎　公共職業安定所	〒785-0012　須崎市西糺町4-3 須崎地方合同庁舎1・2階		0889-42-2566
四万十　公共職業安定所	〒787-0012　四万十市右山五月町3-12 中村地方合同庁舎内		0880-34-1155

●障害者職業能力開発校

県外各地で障害者職業能力開発校が設置されています。障害者の就職を容易にし、社会的自立を促進するため、能力に応じた職業能力開発を実施しています。詳しくは最寄りのハローワークにお問い合わせください。

●独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部 高齢・障害者業務課

法定雇用率を満たしていない事業主（常用労働者100人超の事業主）から納付金を徴収する一方、障害者を多く雇用している事業主に対して、調整金や報奨金、各種の助成金を支給しています。

名　　称	所　在　地	電話番号
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部 高齢・障害者業務課	〒781-8010　高知市桟橋通４丁目15-68	088-837-1160

●独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部　高知障害者職業センター

就職や職場定着、職場復帰を希望する障害のある方に対して、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携しながら支援を実施しています。

また、事業主に対して、ハローワーク等と連携しながら、障害のある方の雇い入れや雇用継続に関する相談、支援を実施しています。

① 職業準備支援

主に発達障害や精神障害、高次脳機能障害のある方などで就職を目指す方に対して、個別のニーズに応じたカリキュラムを作成し、センター内に設けた支援室での作業や講座、事業所での実習等を通じて、働くための基礎となる労働習慣、職場で必要となる基本的なコミュニケーションやストレス対処の方法等を身につけるための支援を行います。

＜支援期間：最長12週間＞

② ジョブコーチ支援

障害のある方の職場定着のためにジョブコーチが事業所を訪問し、障害のある方と職場の方双方に対して障害特性に応じた支援を行います。

＜支援期間：標準３か月程度＞

③ リワーク支援

うつ病等で休職中の方を対象に職場復帰支援（リワーク）を行っています。

職場復帰のために必要なウォーミングアップなどの支援をセンターにて実施します。また、事前に本人、事業所、主治医の３者で職場復帰に向けたコーディネートを行った上で、円滑に復職できるよう支援を実施します。

＜支援期間：標準３か月程度＞

名　　称	所　在　地	電話番号
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 高知支部　高知障害者職業センター	〒781-5102　高知市大津甲770-3	088-866-2111

（２）雇用促進のための助成制度

制度名	内　容	金　額　等	問い合わせ先
障害者委託訓練（実践能力習得訓練コース）	一般障害者向け職業訓練コース 公共職業安定所長の受講指示または受講推薦を受けた障害者を対象に、就職に必要な実践的な能力の習得を図る訓練を、民間事業所等に委託し行う。 訓練期間　標準２か月 （最長６か月）	訓練手当（訓練生に支給） 月額100,000～120,000円程度 （受講指示を受けた者のみ） 委託費（事業主に支給） （中小企業）１人につき 月額96,000円以内（税抜き） （大企業）１人につき 月額64,000円以内（税抜き）	高知県障害保健支援課 TEL:088-823-9560
トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース）	公共職業安定所等の紹介により、事業主が障害者を試行的に短期間雇用（原則３か月間。短時間トライアル雇用は３か月～12か月間）する場合に、事業主に対して支給される。業務遂行に当たっての適性や能力などを見極め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけとすることを目的とする。	事業主に対する助成金額については、高知労働局助成金センターにお問い合わせください。	高知労働局 助成金センター TEL:088-878-5328
特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	公共職業安定所等の紹介により障害者を雇用した事業主に対して、その雇用した障害者に支払った賃金に相当する額の一部を（障害の程度、事業所の規模、労働時間により１～３年）助成する。		
特定求職者雇用開発助成金(発達障害者･難治性疾患患者雇用開発コース)	公共職業安定所等の紹介により発達障害者・難治性疾患患者を継続して雇用する労働者として雇用した事業主に対して、その雇用した発達障害者・難治性疾患患者に支払った賃金に相当する額の一部を（事業所の規模、労働時間により１年～２年）助成する。		

（３）就労促進のための職場体験について

●就労体験拠点

県内に「就労体験拠点」を設置し、就労等の機会と疎遠であった障害のある人に対して「経験」と「働ける自信」を持ってもらうことで一般就労への支援を行っています。

事業者・名称	所　在　地	電話・ＦＡＸ番号
社会福祉法人高知県知的障害者育成会 地域活動支援センター「香美」	香美市土佐山田町1689-1	TEL：0887-53-7077 FAX：0887-52-8088
特定非営利活動法人ブルースター 就労サポートセンターかみまち	高知市上町3丁目4-23	TEL：088-872-2644 FAX：088-872-2645
特定非営利活動法人かざぐるま なないろ工房	宿毛市和田569-1	TEL：0880-66-2709 FAX：0880-66-2709